

「歴史的課題への挑戦と未来への確かな布石」の  
実現に向けた提案・要望

<針路別提案・要望>

針路 10 豊かな自然と共生する社会の実現

# ■みどりの保全と創出



## 1 緑地保全の推進に係る税制上の軽減措置等の拡充



要望先：財務省、国土交通省  
県担当課：みどり自然課

### ◆提案・要望

- (1) 平地林の相続の際も農地と同様に平地林として維持することで、相続税の納税を猶予し免除する制度を創設すること。
- (2) 地方公共団体の条例に基づく指定緑地においても、特別緑地保全地区内の山林と同様に相続税課税評価が軽減される制度を創設すること。
- (3) 平成24年度から特別緑地保全地区の指定権限が市町村に移譲されるなど、緑地の保全に関わる地方公共団体の役割はますます大きくなっていることから、地方公共団体が保全のため公有地化する費用について、国庫補助率の引上げを図ること。
- (4) 緑地の公有地化に係る譲渡所得特別控除額を、道路や河川など公共事業と同様に土地収用法対象事業並みの5,000万円に引き上げること。
- (5) 相続で物納された平地林は、公売により第三者が購入した場合、平地林として保全されず開発されてしまうことがほとんどである。このため、地方公共団体への無償貸付など物納された平地林を保全するための制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県は首都圏に位置しながら、武蔵野の面影を残す平地林、豊かに広がる田園や屋敷林など、長年にわたり人々に親しまれてきた身近な緑が多く残されている。しかし、都市化の進展などにより、緑が年々減少している。都市の中で守られてきた緑地は、生物多様性の保全やヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能や保水・遊水機能、魅力的な街並みを生む景観形成機能などを有する貴重なグリーンインフラである。ネイチャーポジティブに向けた施策を推進し、自然と共生する社会を実現するためには、緑地の保全を図っていく必要がある。
- ・ 高額な相続税は、相続発生時に緑地を開発用地として転用・売却させる、緑地減少の大きな要因となっている。
- ・ 地方公共団体では、将来にわたって確実に自然環境を守っていくために緑地の公有地化に努めているが、厳しい財政状況の中で公有地化が進まない状況にある。
- ・ 相続税として物納された平地林は、保全の必要性を認識していても厳しい財政状況の中で地方公共団体が買い取りによる対応ができない場合が多いため、物納された貴重な平地林については、地方公共団体が保全できる仕組みが必要である。

## 2 森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保



要望先 : 農林水産省、林野庁  
県担当課 : 森づくり課

### ◆提案・要望

- (1) 森林の循環利用を図るとともに、森林が持つ公益的機能を持続的に発揮させるため、森林整備に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。
- (2) 県民生活への悪影響などを防ぐため、ナラ枯れ被害対策に対する助成制度の継続及び予算の確保を図ること。

### ◆本県の現状・課題等

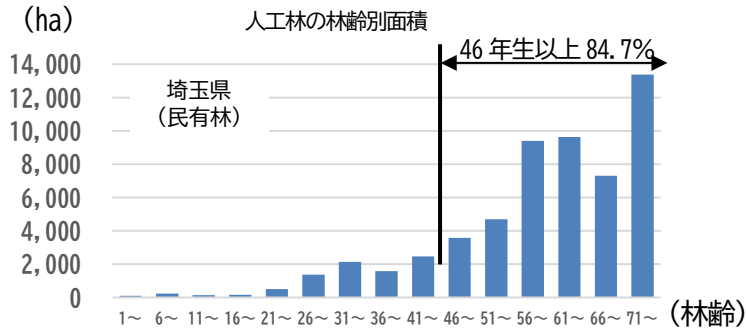
#### <森林整備に対する予算の確保>

- ・ 戦後植栽された人工林は木材価格の低迷などにより皆伐・再造林が進んでおらず、本県では46年生以上の森林が約8割を超えるなど、「森林の少子高齢化」が進んでいる。
- ・ 皆伐・再造林による森林の循環利用が促進されれば森林が持つ二酸化炭素の吸収能力が向上するほか、林業生産の活発化による雇用創出、木質バイオマスの活用等が図られ、山間地域の活性化が期待できる。
- ・ このため、国の助成制度を活用し皆伐・再造林を強力に進め、森林の循環利用を図っていく必要がある。
- ・ また、令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林所有者が経営管理できない森林や、所有者不明の森林等のうち、奥地など条件不利により意欲と能力のある林業経営体へ経営管理を委託できない森林において、市町村が所有者に代わり整備する費用に充てられるものである。
- ・ 整備費用に森林環境譲与税を充てられない森林においては、引き続き国の助成制度を活用して間伐等を適正に行い、公益的機能の維持・発揮をさせていく必要がある。
- ・ 従って、国の森林整備に関する助成制度の継続と必要な予算の確保は、県における森林整備を今後も適正に進めていくために必要である。

#### <ナラ枯れ被害に対する予算の確保>

- ・ ナラ枯れについては、県内では令和元年度に初めて被害が確認され、その後、県南部から中央部、県北部へと急速に被害が拡大している。
- ・ 地域住民等への悪影響が強く懸念される人家や公園、遊歩道沿いなどの場所を最優先とし、併せて景観を守る重要性の高い森林や、歴史的・文化的価値のある森林について対策を講じる必要がある。
- ・ 市町村において森林環境譲与税を活用した対策を実施しているが、なお不足する財源について、国の助成が必要である。

◆参考

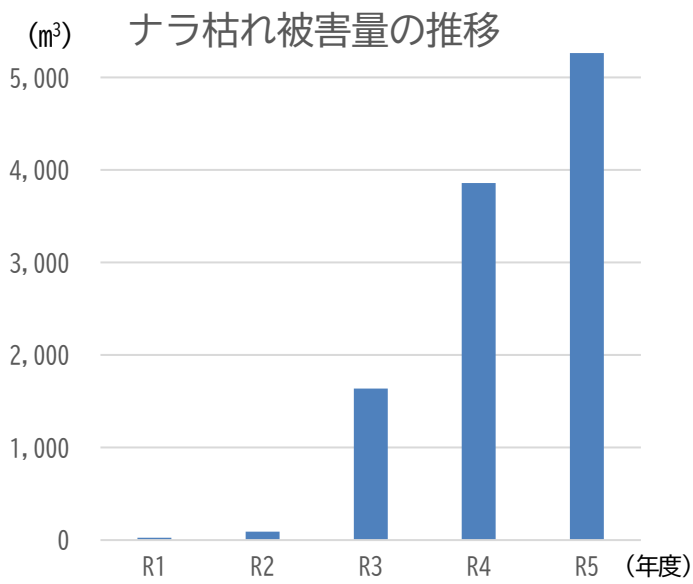


1年当りのおおよその炭素吸収量

(単位: トン/ha・年)

|            | 20年生<br>前後 | 40年生<br>前後 | 60年生<br>前後 | 80年生<br>前後 |
|------------|------------|------------|------------|------------|
| スギ         | 3.3        | 2.3        | 1.1        | 0.8        |
| ヒノキ        | 3.1        | 2          | 1.1        | 0.3        |
| 天然林<br>広葉樹 | 1.4        | 1          | 0.3        | 0.1        |

出典: (独) 森林総合研究所温暖化対応推進拠点





# ■資源の有効利用と廃棄物の適正処理の推進



## 1 放射性物質を含む浄水発生土の再利用の推進



要望先：国土交通省、環境省  
県担当課：水道管理課

### ◆提案・要望

- (1) 放射性物質を含む浄水発生土の再利用に対する理解が得られるよう、浄水発生土の安全性及び再利用の促進について広く周知を行うこと。
- (2) 放射性物質濃度を低減させるための技術の開発や新たな再利用方法の研究など、浄水発生土の処分・再利用促進のための実効性のある具体的な方策を早急に進めること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、浄水場で排出される浄水発生土から放射性物質が検出されている。
- ・ 「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」により、放射性物質が検出された浄水発生土の処分・再利用についての基準が示された。
- ・ また、放射性物質汚染対処特措法により、放射性物質濃度が8,000Bq/kg以下である浄水発生土の処分については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に沿った取扱いを行うことが示された。
- ・ さらに、平成25年3月13日厚生労働省健康局長通知により、浄水発生土の園芸用土やグラウンド土への有効利用に関する基準も示された。
- ・ これらにより、検出される放射性セシウムの濃度によっては、園芸用土やグラウンド土への有効利用やセメント原料等への再利用が可能となっている。
- ・ 現在、浄水場で排出される浄水発生土の放射性セシウム濃度は、この基準を大きく下回っているものの、安全性に対する国民の懸念から事故以前のように園芸用土やグラウンド土として全量有効利用することが困難な状況にあり、事故以後はセメント原料としての再利用を余儀なくされ、多額の費用を必要としている。

## 2 金属スクラップ等の再生資源物の屋外保管及び処分に関する法整備【一部新規】



要望先：環境省

県担当課：産業廃棄物指導課

### ◆提案・要望

- (1) 再生資源物の保管等の際に生ずる、崩落、火災等の事故や騒音、振動、悪臭等の発生を防止するために必要な基準を定めた法整備を行うこと。
- (2) 特に周辺環境への影響が大きい一定規模以上の保管や切断破砕などの処分を行う場合は、厳格な許可制度とすること。
- (3) 違反した場合には、廃棄物処理法と同程度の命令や代執行が行えるようにするとともに、罰則についても十分な抑止力が働くよう、厳しい内容とすること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 再生利用を目的として回収された金属スクラップや使用済プラスチック類等の再生資源物は、廃棄物と類似した性状を有しているが、新たな製品の原料として価値を有することから有価物として取引されている。
- ・ これらの取引事業者は循環型社会の構築に必要な役割を担っているが、相場が好転するまでの間、長期にわたり再生資源物を保管し、屋外に堆く積まれた場合には崩落の危険性がある。
- ・ また、こうした保管場所では搬入搬出や切断破砕時の騒音・振動に加えて、悪臭の発生等により、近隣住民から多くの苦情が寄せられている。
- ・ さらに、不適切な保管に起因したものと考えられる火災が発生するなどの問題も起こっている。
- ・ 廃棄物の保管等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)により厳しく規制されている。しかし、有価物として扱う再生資源物については、有害使用済機器(機能は失っているが原材料の価値を有する家電製品等の32品目)や危険物などの一部を除き、法律による規制はない。
- ・ 一部の自治体の条例による規制では、保管場所が条例を制定していない他の地域に移るだけで、根本的な解決にはならないと考える。また、条例は地方自治法で罰則の上限が定められているため、十分な抑止力とならない。
- ・ こうした状況を改善するためには、再生資源物の保管及び処分について法整備による全国一律の規制が必要である。

### 3 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化



要望先：環境省

県担当課：産業廃棄物指導課

#### ◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理業の許可申請手続等の電子化の推進に向け法整備を行うこと。  
また、電子化に当たっては、申請様式の精査や簡素化を含め、国が全国統一の電子申請システムを構築すること。
- (2) システム構築に際しては、手数料の電子納付や公的証明書の確認に必要な関係行政庁とのネットワーク構築や証明書に代わる自動確認の仕組みなどを導入し、申請受付・予約から審査、起案・決裁、許可証交付までを完結できる機能を持たせるなど、必要な措置を講じること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 日本の行政のデジタル化は、経済的な国際競争力の点においても、少子高齢化が急速に進み他国に先んじて社会的課題に直面する「課題先進国」である点においても、解決すべき大きな課題であり、本県では、「埼玉県デジタルトランスフォーメーション推進計画(第2期 R6～R8)」(令和6年3月)に基づき、DXを強力に進めている状況である。
- ・ 産業廃棄物処理業の許可事務は法定受託事務であり、廃棄物処理法施行規則第9条の2により様式や添付書類が定められ、紙での提出を前提とした制度となっているところであり、電子申請やペーパーレス化、ひいてはテレワークなど働き方改革の妨げとなっているところである。
- ・ また、審査に際しては、適正な業務の遂行を期待し得ない事業者を確実に排除するため、法に定める欠格要件に該当しないか調査することが求められている。そのため、国の通知等に基づき、商業登記簿などの確認のほか、申請者である個人や法人が欠格要件に該当しないか、市区町村や検察庁宛てにも照会を行い、これら証明書を紙で取得した上で、審査を完結させている。
- ・ 当該事務は法令に基づき、全国共通の手続で行われているものであり、都道府県をまたいで活動する事業者も多いことから、申請者の利便性の向上や許可業務の円滑化等といった観点を踏まえ、電子申請・審査の導入に当たっては、全国一律に実施する必要がある。
- ・ また、申請受付・予約から審査までをシステム上で完結できる機能を持たせ、利便性を高めるには、関係行政庁から電子証明書を取得できるネットワークの構築やシステム連携などが必要であるが、自治体の権限では実現困難である。

#### ◆参考

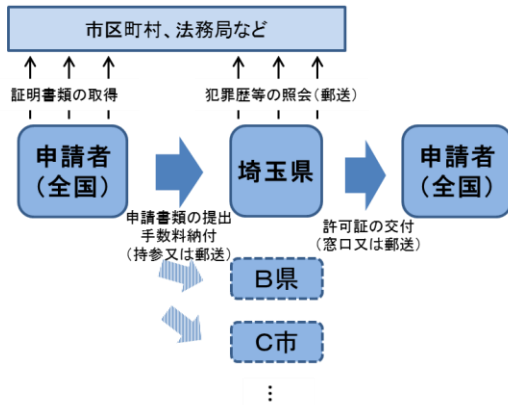
##### ○システム導入による効果

- ①行政コストの削減(人件費、郵送料、紙の印刷・保管など)
- ②申請者の利便性向上(ワンストップ、申請手数料の縮減など)
- ③処理期間の短縮

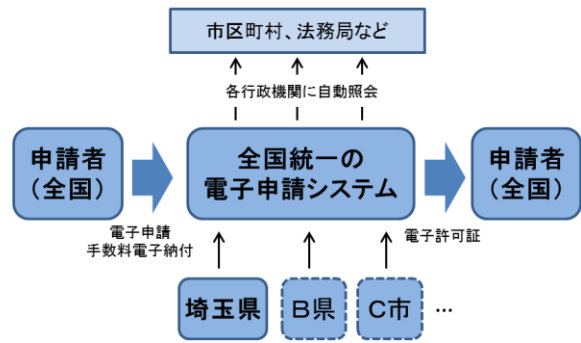


○全国統一の電子申請システムのイメージ

【現行】



【電子化後】



## 4 廃棄物の不適正処理事案対策としての原状回復基金の拡充と新制度創設



要望先：環境省  
 県担当課：産業廃棄物指導課

### ◆提案・要望

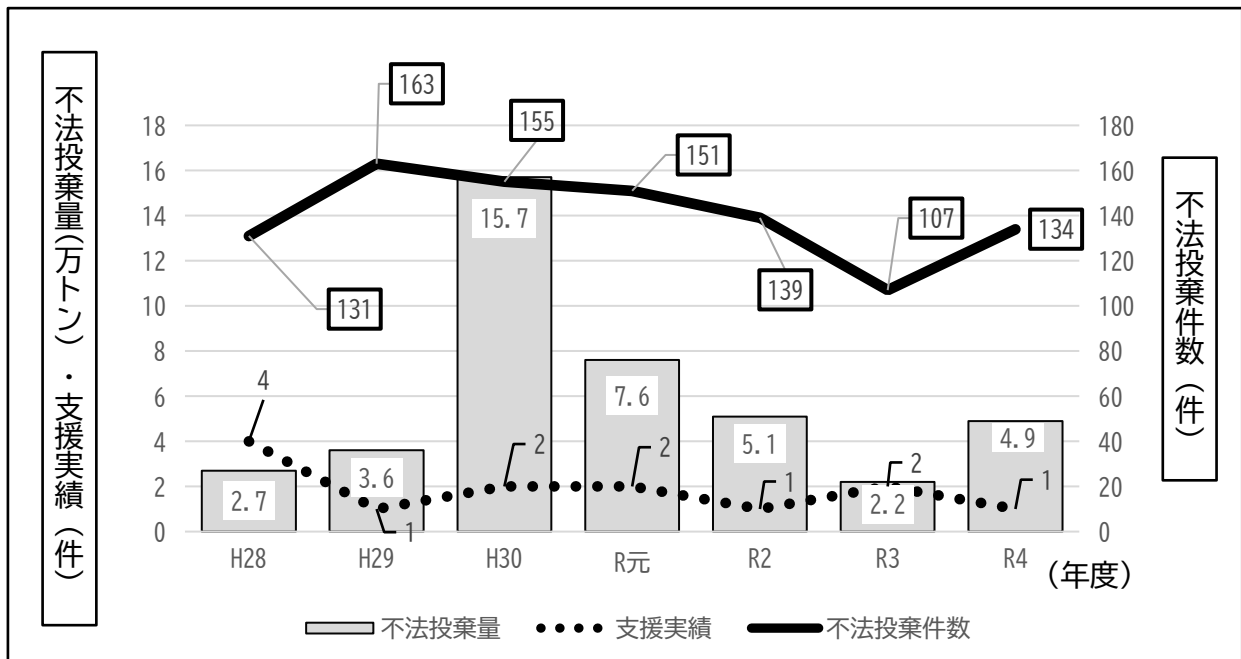
- (1) 不適正処理事案の是正を推進するため原状回復基金を増額すること。
- (2) 廃棄物処理法に基づく行政代執行事案以外のものであっても、生活環境保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがある事案であれば、原状回復基金による支援の対象とすること。
- (3) 産業廃棄物処理業者が行方不明や資金不足となった場合の不適正処理事案に対応するものとして、原状回復を目的とした廃棄物処理業者の強制加入保険制度や供託金制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 廃棄物の放置等の不適正処理は、原因者がその原状回復を行うことが原則である。
- ・ 原因となる者は、排出者、廃棄物処理業者及び無許可業者であるが、いずれの場合も、資力不足や倒産、原因者の行方不明や死亡等により、廃棄物が放置される事案が多い。そのため、やむを得ず撤去等に取り組む都道府県にとっては、その経費が大きな財政負担となっている。

### ◆参考

○不法投棄量・不法投棄件数・支援実績（全国）



※集計対象は、都道府県及び政令市が把握した産業廃棄物の不法投棄事案のうち、1件当たり10トン以上の事案

## 5 産業廃棄物処理施設の水源地等への立地規制の創設



要望先 : 環境省  
県担当課 : 産業廃棄物指導課

### ◆提案・要望

- (1) 産業廃棄物処理施設の設置許可の基準について一層の明確化を図るとともに、環境保全が必要な水源地等への立地規制など地域の実情に応じた産業廃棄物処理施設の立地規制を行うことができるよう法整備を行うこと。
- (2) 水源地等の地域は水環境の保全が求められることから、これらの地域に近接した場所への産業廃棄物処理施設の立地を規制する許可基準を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 産業廃棄物処理施設の設置については、立地を規制する定めがなく、水源地等であっても許可要件に合致すれば許可せざるを得ない。
- ・ いかなる保全措置を講じても、水源地との距離は市民の安心感に大きく影響する。

## 6 廃棄物の発生抑制・再利用の推進



要望先：農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省  
県担当課：産業廃棄物指導課、資源循環推進課、建設管理課

### ◆提案・要望

<各種リサイクル関連法令の改正>

- (1) 製造事業者等の取組（環境配慮設計、軽量化、分別回収等）を推進するため、拡大生産者責任を徹底し、再商品化等料金を商品購入時に支払う制度とすること。
- (2) リチウムイオン電池等を使用する製品については、消費者が分別して排出しやすくする構造・製品表示を行うことで、安全かつ効率的なリサイクルの促進を図ること。
- (3) それらを実現するため、特定家庭用機器再商品化法等の各種リサイクル関連法令を改正し、関連制度を整備すること。

<プラスチック資源循環法の運用>

- (4) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下「プラスチック資源循環法」という。）の運用に当たり、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集等に取り組む市町村や自主回収等に取り組む事業者の負担軽減を図ること。

<太陽光パネルのリユース・リサイクル>

- (5) 大量廃棄が見込まれる太陽光パネルのリユース、又はリサイクルを推進するため、引き続きリサイクルの技術開発を支援するとともに、社会的システムの構築に資する制度の整備など、必要な措置を講ずること。

<事業系食品ロス削減>

- (6) 事業系食品ロス削減に向けて、納品期限（いわゆる3分の1ルール）の緩和について、「全国一斉」商慣習見直し運動を実施しているが、中小の食品関連事業者が積極的に取り組める国民運動として展開をするとともに、制度化に向けて更に取り組むこと。

<石綿含有廃棄物の再生砕石への混入防止>

- (7) 石綿含有廃棄物の再生砕石への混入を防止するため、解体工事現場において石綿含有建材の分別排出が徹底されるよう、法制度を強化すること。

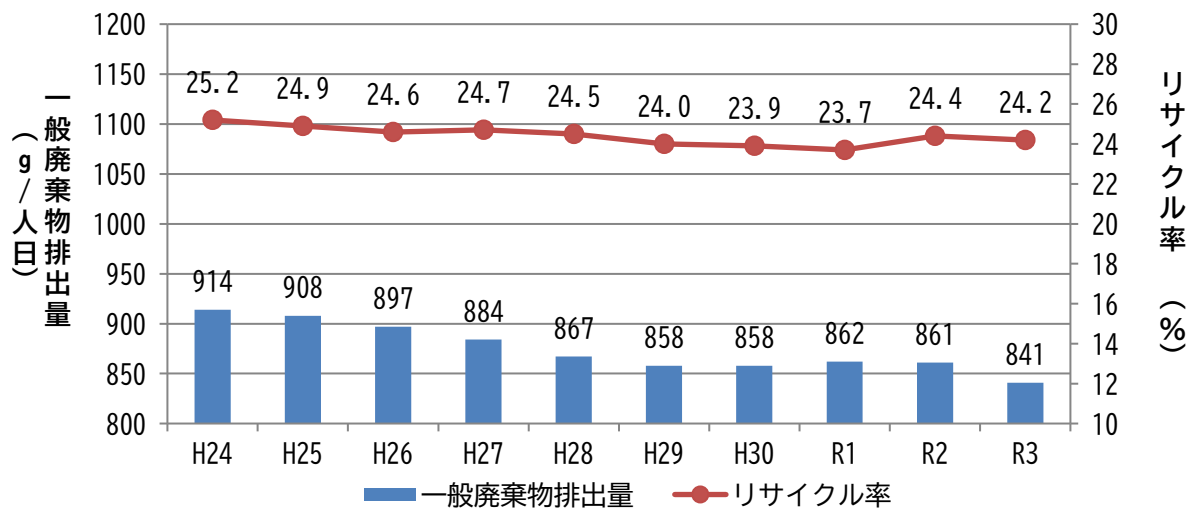
### ◆本県の現状・課題等

- ・ リデュース・リユースの指標である本県の1人1日当たりの一般廃棄物の排出量は、漸減傾向にある。
- ・ また、一般廃棄物のリサイクル率は、横ばいで推移している。
- ・ 近年はリチウムイオン電池等の発火事故も年に数件発生していることから、適正な分別が十分でないことが伺え、リサイクルの妨げの要因の一つとなっている。

- ・ プラスチック資源循環法では、市町村がプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならない、負担の大きい制度となっている。
- ・ 敷設された再生砕石中から石綿含有廃棄物が発見される事例が発生しており、建設資材のリサイクルを今後も推進していく上で、再生砕石の信頼性を確保することが急務となっている。

◆参考

○本県の1人1日当たりの一般廃棄物排出量（単位：グラム）とリサイクル率（％）の推移



## 7 PCB廃棄物の適正処理の推進



要望先：経済産業省、環境省  
県担当課：産業廃棄物指導課

### ◆提案・要望

- (1) 全てのPCB含有機器を使用する事業者に対して、経済産業省が保有するPCB電気工作物データ等を活用し、令和9年3月の処理期限前に使用者が自主的に含有機器の使用を中止することを呼び掛けるとともに、その処理方法について周知する等、期限内の確実かつ適正な処理推進のため、効果的な広報を実施すること。
- (2) 低濃度PCB含有機器について、処分期限までに計画的に処理が進むよう、処理体制の充実・多様化や、使用廃止期限の法への明示等、早急に対策を検討すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 民間会社、鉄道事業者、学校、公共施設等で保管されているPCB廃棄物については、令和9年3月末までに確実に処分しなければならない。
- ・ 本県に提出された届出によると使用中の機器を含めたPCB廃棄物の保管台数は、変圧器が約3,500台、コンデンサーが約3,700台、蛍光灯安定器が約8,000台になっている。
- ・ これらのPCB廃棄物を期限内に適正処分するため、県では保管している事業者の掘り起こしや、定期的な立入検査による指導を実施している。
- ・ しかし、低濃度PCB含有機器はまだ使用中の機器が多い。使用中の機器について、所有者に自治体への届出義務がなく、法に使用廃止期限が明示されていないことから、事業者への周知や指導に苦慮している。

## 8 下水汚泥の肥料化推進に向けた支援の拡充【一部新規】



要望先：国土交通省  
県担当課：下水道事業課

### ◆提案・要望

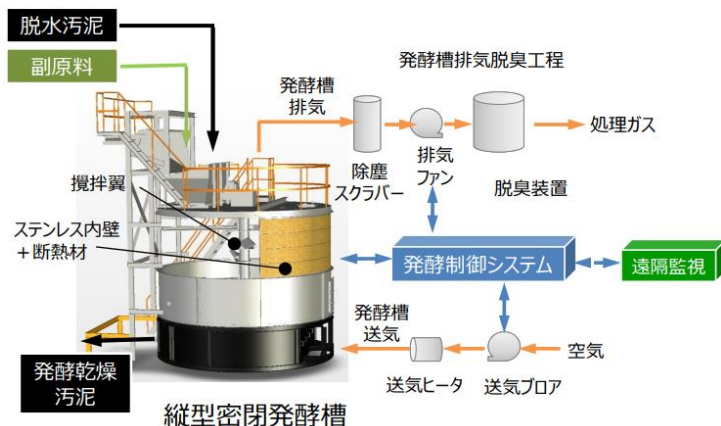
- (1) 下水汚泥の肥料化事業を推進するため、下水道革新的技術実証事業で肥料利用に適した下水処理、汚泥処理、肥料化処理の方法について技術開発の加速と実用化の促進を図ること。
- (2) 農業分野へ下水汚泥由来の肥料について安全性や効果についてPRを行うなど、農業関係者側における積極的な下水汚泥肥料利用を促進するための取組を強化すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 令和5年3月の国土交通省通知で、下水汚泥等の処理は肥料としての利用を最優先し、最大限の利用を行うこととされた。
- ・ 本県においては、県北流域を対象にしたコンポスト化の検討と県南流域を対象とした下水汚泥燃焼灰の肥料化の検討を進めている。
- ・ 今後、下水汚泥の肥料利用を最大限行うためには、下水汚泥で製造した肥料の肥料成分の増強や有害成分の低減など、肥料利用しやすいものにしていく必要があり、下水処理、汚泥処理、肥料化処理を肥料利用に適したものに変えていくことが必要である。
- ・ そのためには、国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業を更に拡充し、下水汚泥の肥料化に資する技術開発の加速と実用化の促進を図ることが必要である。
- ・ また、肥料化事業開始後に事業を継続していくためには、下水汚泥由来の肥料の利用者の安定的な確保が必要であり、そのためには全国すべての農業関係者自らが積極的に下水汚泥肥料を利用するように促す取組が必要である。
- ・ このようなことから農業分野へ下水汚泥由来の肥料について安全性や効果についてPRや肥料利用にあたっての支援を行うなど、全国的な農業関係者の機運醸成のための取組を国としても強力に推進する必要がある。

### ◆参考

○令和5年度に採用された肥料に関する下水道革新的技術実証事業



島根県などによる縦型密閉発酵槽による下水汚泥の肥料化技術に関する実証事業

# 地球環境に優しい社会づくり



## 1 地球温暖化対策推進のための基盤整備【一部新規】



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁、環境省  
県担当課：温暖化対策課、エネルギー環境課

### ◆提案・要望

- (1) 地方公共団体が、温室効果ガス排出量を適切に把握し、地域の特性・実情の把握及び効果的な施策立案ができるよう、国が提供するエネルギー消費データの内容は、区域内における部門別の消費量及び系統電力の電源構成、並びに再生可能エネルギー種別ごとの設備容量及び発電量等が含まれるものとする。
- (2) 地方公共団体の区域内における再生可能エネルギーの普及状況に関する適切な指標を示すこと。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 電力・ガスの自由化以降、地域のエネルギー利用状況の実態の把握が難しくなっている。
- ・ 令和5年11月に国による「市町村別発電・需要実績」の電力データの提供が開始されたが、提供されたデータの内容だけでは、区域内の実態を十分に把握することができない。
- ・ 国が公表している「自治体排出量カルテ」では、地域の再エネ自給率に関する指標として「対消費電力FIT導入比」を取り上げているが、発電量と電力使用量の比であり、現状の把握には限界があることから、国はより適切な指標を示すべきである。
- ・ 地域の再エネ自給率に関する適切な指標の設定のために、FIT・FIPの対象とならない発電設備による発電量を算定する必要がある。



## 2 ヒートアイランド対策の推進



要望先：国土交通省、環境省  
県担当課：温暖化対策課

### ◆提案・要望

地方公共団体や事業者による効果的な対策実施を促進するため、広域的な実効性あるヒートアイランド対策を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ ヒートアイランド現象は都市化した地域に共通する課題であり、地方公共団体の区域を超えた広域的な対応が求められているが、実効性ある対策が十分に行われていない。
- ・ 本県においては、熱帯夜や猛暑日数が増加傾向にあり、それに伴って熱中症救急搬送者数も増加している。
- ・ 国においては、緑地・水面の減少、人工物・舗装面の増加等による地表面被覆の人工化、都市への建築物への集積、人工排熱の増加等のヒートアイランド現象の原因の解消に向けた、実効性ある対策に対して技術的、財政的支援を講じる必要がある。

### 3 排出量取引制度の早期導入



要望先：経済産業省、環境省  
 県担当課：温暖化対策課

#### ◆提案・要望

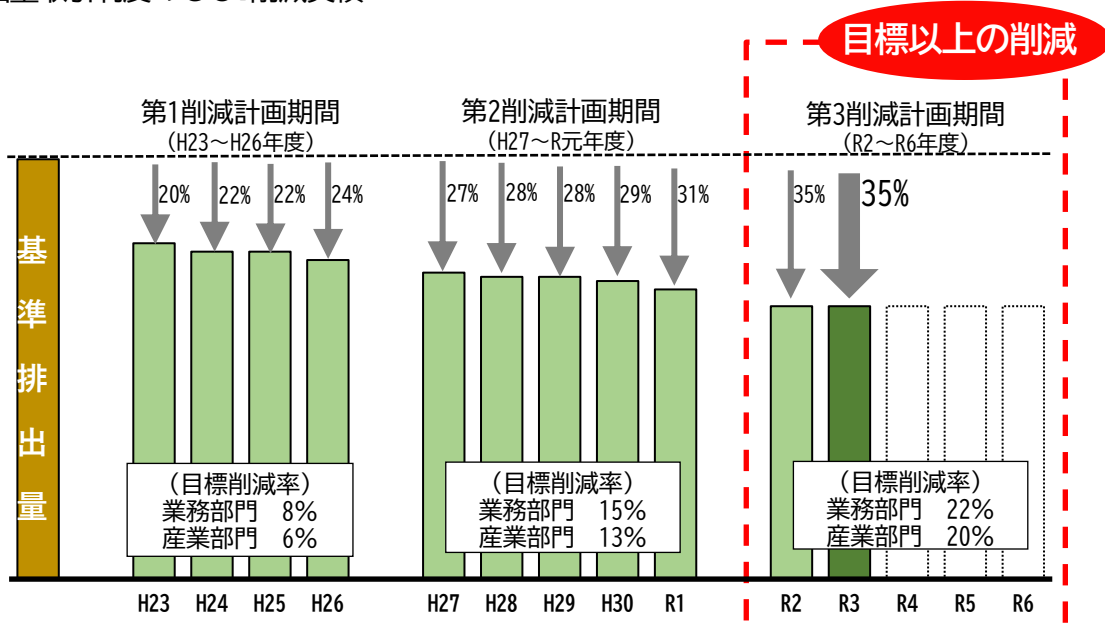
- (1) キャップ&トレード方式による排出量取引制度の創設について法制化し、早期導入を図ること。
- (2) 導入に当たっては、先行して取り組む本県や東京都の事業者にとって不利とならないような制度とすること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 国内における排出量取引制度については東京都が平成22年度から、本県は平成23年度から開始しており、本県、東京都ともに高い効果をあげている。
- ・ 地球温暖化対策は喫緊の課題であることを認識し、法制化により温室効果ガス多量排出事業所を幅広く対象とする排出量取引制度を速やかに全国的に導入する必要がある。
- ・ 排出量取引制度を導入するに当たり、先行している東京都や本県の制度により削減を進めている事業者にとって不利なものとならないよう、削減目標の設定等について配慮する必要がある。

#### ◆参考

○排出量取引制度のCO<sub>2</sub>削減実績



## 4 地域と共生した太陽光発電施設の導入に向けた対応の強化



要望先：経済産業省、資源エネルギー庁  
県担当課：エネルギー環境課

### ◆提案・要望

- (1) 地域との共生を前提とした太陽光発電施設の導入のため、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）ほか関係法令の見直しなど、地域住民の理解を得るための制度的対応を引き続き講じること。
- (2) 関係法令に違反している案件については、速やかに、指導、改善命令、認定取消しなどの的確な措置を取るほか、発電事業者に対する十分な指導態勢を整備すること。
- (3) さらに、関係法令に違反する事案の発生を未然に防止する措置や、違反状態の早期解消を促す措置を設けるなど、実効性ある制度的対応を速やかに講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 再エネ特措法に基づく発電事業計画の認定を受けた再生可能エネルギー発電事業について、関係法令に違反する事案や、安全面、防災面、景観や自然環境への影響面で地域住民への配慮を欠く事案が発生しており、県内で大きな問題となっている。
- ・ 県ではこれまで、市町村における太陽光発電施設設置ガイドラインの作成や条例制定に関する助言などの支援を通じて、適正な太陽光発電施設の設置が図られるよう取り組んできた。
- ・ しかし、そうした不適切な事案の発生を未然に防ぎ、あるいは速やかな是正を求めるためには、地方公共団体の条例等による規制やガイドラインによる指導で対応するには限界があり、再エネ特措法や電気事業法に基づく権限を有する国が制度的対応を行う必要がある。

## 5 電動車（EV・PHV）の普及拡大



要望先：警察庁、経済産業省、資源エネルギー庁、  
国土交通省、環境省

県担当課：大気環境課

### ◆提案・要望

- (1) 電動車（EV・PHV）の購入及び充電インフラ整備のための補助制度を継続・拡大すること。
- (2) 地方公共団体が多額の一般財源を投入することなく地域の実情に応じて電動車（EV・PHV）への補助が実施できるよう、財政的支援制度を創設すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の二酸化炭素排出量の約4分の1が運輸部門からの排出であることから、二酸化炭素の排出が少ない電動車（EV・PHV）の普及が必要である。
- ・ グリーン成長戦略の目標（2035年までに、乗用車新車販売で電動車100%を実現）を踏まえ、埼玉県5か年計画（令和4年度～8年度）では、新車（乗用車）販売台数における電動車（EV・PHV・FCV・HV）の割合を令和8年までに56.0%の目標を設定した。本県では令和4年末現在、新車（乗用車）販売台数における電動車の割合は51.8%（全国52.1%）である。
- ・ このうち、電動車（EV・PHV）の割合は2.7%（全国3.1%）と非常に低い状況にあり、ガソリン車との価格差の解消及び充電場所の更なる整備が、普及のために欠かせないと考えられる。
- ・ さらに近年、災害時避難所等での電動車の給電機能を活かした支援活動が注目されており、電動車は「走る蓄電池」として社会的に認知されつつある。
- ・ 令和4年度の9月補正から県独自に給電機能を有する電動車（EV・PHV）及び外部給電器の導入費補助事業を開始した。地方公共団体が多額の一般財源を投入することなく地域の実情に応じて電動車（EV・PHV）への補助が実施できるよう財政的支援制度の創設が必要である。

## 6 下水道の地球温暖化対策に関する技術支援等の拡充



要望先 : 国土交通省  
 県担当課 : 下水道事業課


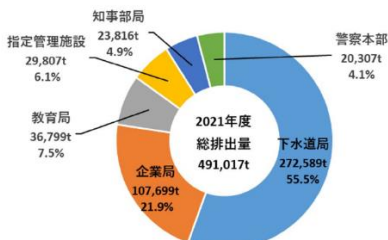
### ◆提案・要望

下水道事業の地球温暖化対策を推進するため、下水道革新的技術実証事業などの地球温暖化対策の推進に資する技術開発・事業化のための実証実験や施設建設に対する財政支援を充実させること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 流域下水道事業では、県内の家庭や工場などから排出される下水を河川に放流できる水質にするため、多くのエネルギーを費やして処理を行っている。また、下水処理で発生する汚泥を焼却処理する際にも温室効果の高い一酸化二窒素が発生している。
- ・ 地球温暖化対策の重要性は年々高まっており、これらの温室効果ガスの排出削減は急務となっている。
- ・ 流域下水道事業では温暖化対策のため、下水汚泥の焼却時に発生する廃熱を利用して発電する機能が付いた新型の焼却炉の導入や、汚泥消化・バイオガス発電施設の導入など、省エネルギー・創エネルギーの取り組みを行ってきたところだが、令和3年度に閣議決定された温室効果ガス削減目標や2050年のカーボンニュートラルを達成するためには、既存の技術だけでは削減に限界があるため、今後も新たな技術開発が必要である。
- ・ 国土交通省が新技術の開発を目指して行っている下水道革新的技術実証事業は、これまでも多くの下水処理の効率を改善する有用な技術の導入をもたらしてきた。
- ・ 当該事業は実証実験の採択を受けると、機器の設置や実験の実施について全額補助となるほか、実証終了後に技術導入のガイドラインが作成される等、技術普及にも資する仕組みになっている。
- ・ しかし、予算の制約のため近年は実証事業の採択は年間3件程度に留まっており、このままでは下水道施設における2050年カーボンニュートラルの実現は困難になると考えられる。
- ・ 今後は、このような事業を更に拡充し、温暖化対策に資する技術開発の加速と実用化の促進を図ることで、下水道施設の温暖化対策を強力に推進する必要がある。

### ◆参考

|                                        |  <table border="1"> <caption>2021年度 総排出量 491,017t</caption> <thead> <tr> <th>部門</th> <th>排出量 (t)</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>下水道局</td> <td>272,589</td> <td>55.5%</td> </tr> <tr> <td>企業局</td> <td>107,699</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>指定管理施設</td> <td>29,807</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>知事部局</td> <td>23,816</td> <td>4.9%</td> </tr> <tr> <td>教育局</td> <td>36,799</td> <td>7.5%</td> </tr> <tr> <td>警察本部</td> <td>20,307</td> <td>4.1%</td> </tr> </tbody> </table> | 部門     | 排出量 (t) | 割合 (%) | 下水道局 | 272,589 | 55.5% | 企業局 | 107,699 | 21.9% | 指定管理施設 | 29,807 | 6.1% | 知事部局 | 23,816 | 4.9% | 教育局 | 36,799 | 7.5% | 警察本部 | 20,307 | 4.1% |
|---|--|--------|---------|--------|------|---------|-------|-----|---------|-------|--------|--------|------|------|--------|------|-----|--------|------|------|--------|------|
| 部門  | 排出量 (t)  | 割合 (%) |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 下水道局  | 272,589  | 55.5%  |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 企業局   | 107,699  | 21.9%  |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 指定管理施設  | 29,807   | 6.1%   |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 知事部局  | 23,816   | 4.9%   |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 教育局   | 36,799   | 7.5%   |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| 警察本部  | 20,307   | 4.1%   |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |
| <p>【写真】汚泥消化タンク・バイオガス発電施設<br/>                 令和3年11月に稼働開始した中川水循環センター（三郷市）の当該施設にも、過去の下水道革新的技術実証事業で開発された新技術の一部が使われている。</p> | <p>【図】埼玉県庁の部局別温室効果ガス排出状況<br/>                 流域下水道事業から排出される温室効果ガスは、県の施設全体からの排出の約56%となっている。</p>  |        |         |        |      |         |       |     |         |       |        |        |      |      |        |      |     |        |      |      |        |      |

# ■公害のない安全な地域環境の確保



## 1 東京電力福島第一原子力発電所事故への確実な対応



要望先 : 文部科学省、資源エネルギー庁、環境省、原子力規制庁  
県担当課 : 環境政策課、水環境課、企業局総務課、下水道管理課

### ◆提案・要望

- (1) 放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき除去した土壌の適切な処理が進むよう、国の責任において処分基準を定めるとともに具体的な手法を示すこと。
- (2) 東京電力福島第一原子力発電所の事故により地方公共団体が支出した放射線対策のための費用については、事故がなければ生じることのなかった損害であることから、その範囲を幅広く捉え、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という）による賠償が確実に行われるよう国が責任を持って、東京電力を指導及び支援すること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故により生じた、汚染された土壌等の処理や損害賠償などの課題が依然として解決していない状況である。
- ・ 本県でも、放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域に指定されている三郷市、吉川市では、除染に伴い生じた合計7,284m<sup>3</sup>の除去土壌を学校、公園等で現場保管、又は仮置場で保管している（令和6年3月末現在）。また、それ以外の地域でも、国のガイドラインに準じて同様の措置を実施している。
- ・ しかし、除去土壌の処分の基準が定まっていないことから処分が進まず、現場保管等の期間も長期化しており、地域住民の安全・安心の確保のため、国による早期対応が求められている。
- ・ 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の汚染に対し、地方公共団体は空間放射線量、食品・飲料水等の放射線量の測定、除染の実施、その他広報活動など地域の安心・安全の確保を目的に様々な対策を実施している。
- ・ こうした対策は事故がなければ必要のなかった業務であることから、県は、令和4年度分までの費用として東京電力に約114億円の損害賠償請求を行い、令和6年3月末現在、約60億円が納付されている。

## 2 光化学オキシダント対策の推進及びPM2.5（微小粒子状物質）に係る取組の強化



要望先：環境省  
県担当課：大気環境課

### ◆提案・要望

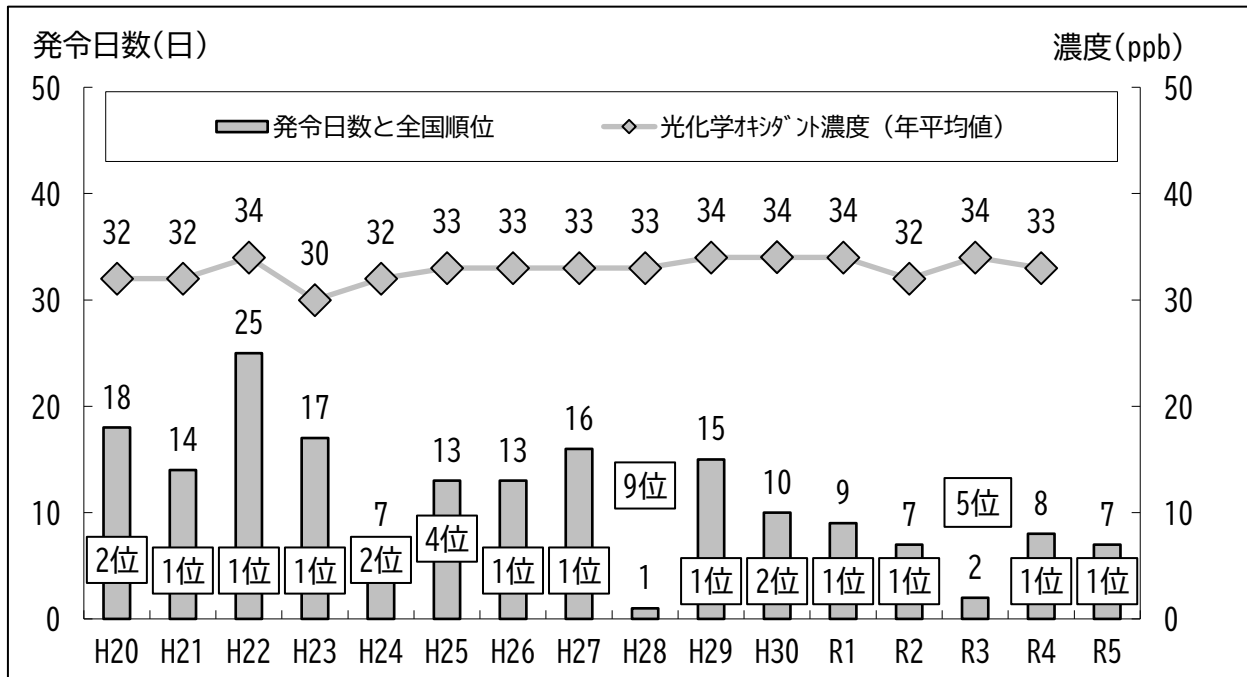
- (1) 光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOC（揮発性有機化合物）について、排出量の更なる削減に向けて、新たな削減目標を設定するなど、総合的な削減対策を推進すること。
- (3) VOC排出抑制策における事業者の自主的取組が一層推進されるよう、中小事業者への財政支援を行うなど必要な措置を講じること。また、公共調達におけるVOC排出抑制への取組みが推進されるよう、グリーン購入法等においてVOC対策の配慮事項を拡大するなど必要な措置を講じること。
- (4) 新車時の排出ガス低減性能が使用過程でも維持されるための技術開発に資する調査研究を行うこと。また、実走行時の排出ガスの状況を的確に把握できる測定法のディーゼル重量車への導入及び実走行時の排出ガスを低減させる措置を講じること。タイヤやブレーキの摩耗に伴い発生する粉塵について、測定方法を確立するとともに、自動車メーカー、タイヤメーカーに対して粉塵の発生低減のため、技術開発の推進を働きかけること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県の光化学オキシダント環境基準達成率は長年0%であり、また、本県のPM2.5環境基準達成率は平成30年度に初めて100%に達したが、今後も安定的に環境基準を達成させていく必要がある。
- ・ 光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCについて、法規制と自主的取組を組み合わせた現行の排出抑制制度は、近年においては削減が鈍化傾向となっており、光化学オキシダント及びPM2.5の大幅な改善は見込めない状況となっている。
- ・ 自動車からの排出ガスについては、依然として光化学オキシダント及びPM2.5の原因物質であるVOCやNO<sub>x</sub>等の主要な発生源となっている。
- ・ このような状況の中、大気環境の更なる改善に向けて、光化学オキシダント及びPM2.5の生成メカニズム等の詳細な解明を早期に行うとともに、今後も継続的な自動車排出ガス対策を実施するなど、行政区域を超えた総合的かつ広域的な原因物質削減対策を推進することが重要である。

◆参考

○本県の光化学スモッグ注意報発令日数（全国順位）と濃度





### 3 大気汚染防止法に基づく石綿規制の強化



要望先：環境省  
県担当課：大気環境課

#### ◆提案・要望

- (1) 建築物等の解体等工事の周辺における大気中の石綿濃度について、評価基準を設定すること。
- (2) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査について、実施せずに建築物の解体等工事を実施した場合の罰則について規定すること。
- (3) 大気汚染防止法の規定に基づき実施する、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無の調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して効果的な広報を実施すること。

#### ◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、建築物の解体等工事の周辺で大気中の石綿濃度を測定している。しかし、評価基準が設定されていないため、測定された石綿濃度の取扱いに苦慮している。
- ・ 現在は、国の建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル（令和3年3月）の目安<sup>\*</sup>を参考にしている状況である。

※ 石綿繊維数濃度1本/L

- ・ 建築物の解体等工事時における石綿の飛散流出防止を目的とし、建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査が義務付けられているが、調査そのものを実施しないことを抑止するための規定がない。
- ・ 建築物等の解体等工事前における特定建築材料使用の有無についての調査の必要性及び工事費等の面で適切な飛散防止対策の確保のために負うべき責任について、建築物等の解体等工事の発注者に対して周知徹底する必要がある。

## 4 ヘリウムガスの需給ひっ迫に対する対応



要望先：経済産業省、環境省  
 県担当課：水環境課、大気環境課

### ◆提案・要望

- (1) 環境分析において、ヘリウムガスに替えて、窒素ガス等を使用しても精度を確保できる分析手法を早急に確立し、公定法に採用すること。
- (2) 代替のキャリアーガスとして水素ガスを使用する際に必要となる分析機器の改良や付属設備の整備について、分析機関に対する財政的支援制度を設けること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ ヘリウムガスは天然ガスを分離・精製して生産しており、ウクライナ侵攻に伴う天然ガス供給体制の混乱等の要因から、需給がひっ迫している。
- ・ 分析機関の中には測定に必要なヘリウムガスの確保に支障が生じているところがあり、この状態が長期化するおそれがある。
- ・ ヘリウムガスはダイオキシン類や揮発性有機化合物の測定に必須なガスで、試料を分析機器に運び分離するためのガス（キャリアーガス）として使用され、同じ目的で窒素ガスや水素ガス等も使用されている。
- ・ 他のガスと比べ、ヘリウムガスは、分離能力や安全性の面で優れており、環境分析における公定法でヘリウムガスの使用が指定されている場合が多い。
- ・ そのため、公定法に基づく分析においては、他のガスへの変更ができない中、ヘリウムガスを安定的に確保することが困難な状況となっている。
- ・ また、水素ガスは可燃性があり反応性が高いため、キャリアーガスとして使用する場合は、分析機器の改良や付属設備の整備を行い、安全を確保する必要がある。

### ◆参考

#### ○各キャリアーガスの特徴

|        |  |
|--------|--|
| ヘリウムガス | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在入手困難となりつつあり、他のガスと比べ元々高価だったが、さらに高騰している。</li> <li>・ 試料の分離能力が高く、精度の高い測定が可能。</li> <li>・ 安全性が高いガスで特別な安全装置を必要としない。</li> </ul>       |
| 窒素ガス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在でも安価で入手しやすい。</li> <li>・ 安全性が高いガスで特別な安全装置を必要としない。</li> <li>・ 分析条件等を変えずにヘリウムガスの代替として使用すると、試料の分離能力が低下して精度が下がる場合がある。</li> </ul>   |
| 水素ガス   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヘリウムガスと比べ安価で現在でも入手しやすい。</li> <li>・ 試料の分離能力が高く、ヘリウムガスの代替として使用可能な場合が多い。</li> <li>・ 水素ガス自体に爆発性があり、使用には安全確保のための設備の追加が必要。</li> </ul> |

## 5 フロン排出抑制法の周知徹底及び代替フロンの排出削減対策強化【新規】



要望先：環境省  
県担当課：大気環境課

### ◆提案・要望

- (1) フロン類の温室効果について、大企業だけでなく事業者や国民に対して、テレビやSNSといった国民に広報できる媒体を活用して法令周知を行い、フロン類の適正管理の徹底を図ること。
- (2) 小型の業務用冷凍空調機器の廃棄時に、家電リサイクル法と同等のメーカー及び販売事業者を中心とした回収ルートを構築すること。また、販売事業者等が回収拠点を新たに整備する際には、必要な財政支援を行うこと。
- (3) 建築物の解体時において、家庭用エアコンについても業務用と同等の事前確認を行い、家庭用エアコンが残置されていた場合には、発注者（当該建築物の所有者等）に対し、家電リサイクル法等に基づく適正な処理について周知するなどの義務付けを行うこと。
- (4) 自然冷媒などのノンフロン製品への転換を加速化させるため、技術開発や製品の導入に対する支援のさらなる充実などの普及のために必要な措置を講じること。

### ◆本県の現状・課題等

- ・ 2022年度における日本の温室効果ガスの排出量は、2013年度比で19.3%削減された一方で、代替フロンの排出量は同期間で52.1%も増加している。
- ・ 今後も2013年度比で増加見込みである上、代替フロンの温室効果は、二酸化炭素の1,000倍から10,000倍も高いことから排出削減の取組が必要である。
- ・ 県内の環境モニタリング調査においても、年々代替フロンの濃度が上昇していることから、代替フロンの漏えい対策が喫緊の課題である。
- ・ フロン類の使用時の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）により、業務用冷凍空調機器使用時の点検義務や廃棄時の適正処理など義務化されているが、法の認知はあまり進んでいない。大企業だけでなく、広く事業者や国民に対し法の周知が必要である。
- ・ 業務用冷凍空調機器の廃棄時に適正に回収されているフロン類は約4割に過ぎず、こうした状況を改善するためには、適正な回収ルートを構築する必要がある。
- ・ 家庭用エアコンについても適正に回収された台数は約5割と低く早急に改善する必要がある。
- ・ 自然冷媒（アンモニア・二酸化炭素・炭化水素）などのノンフロン製品のラインナップは徐々に拡大しているが十分とは言えず、代替フロンの排出削減を進めるために、転換を加速させる必要がある。